

高額な現金出金・振込時の警察への通報について

令和8年4月1日
あいち尾東農業協同組合

最近、様々な金融犯罪が発生し、その手法や手口も巧妙かつ高度になっております。

組合員・利用者様が金融犯罪の被害に遭われることのないよう、当組合においては、愛知県警察本部からの指導により、組合員・利用者様から一定基準に該当する高額な現金出金や振込のお申し出を受けた場合等は、職員からお声がけをさせていただくほか、警察への通報を行うことが求められています。

組合員・利用者様の大切な資産を金融犯罪からお守りするための取組みですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以 上